

鳥取県立布勢総合運動公園ネーミングライツパートナー募集要項

1 募集の目的

県が管理する公の施設の有効活用によって、施設の知名度向上や運営財源の確保を図るため、鳥取県広告事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき、施設等に法人名等を冠した愛称を命名する権利（以下、「ネーミングライツ」という。）を付与する者（以下、「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

2 募集主体

鳥取県

3 募集期間

令和2年11月30日（月）から令和3年1月12日（火）午後5時まで

4 対象施設

(1) 名称 : 鳥取県立布勢総合運動公園

(2) 所在地 : 鳥取県鳥取市布勢146-1

(3) 概要

- ・設置目的 : 広域の総合運動公園として、高度な施設機能を確保の上、県民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る中核的施設の役割を果たすことにより、県民の心身の健康増進を図ることを目的に設置
- ・敷地面積 : 52.4ヘクタール
- ・開園 : 1984年（昭和59年）5月
- ・主な施設 : 陸上競技場、補助競技場、野球場、球技場、県民体育館、テニス場、多目的広場、遊具広場、駐車場ほか
- ・利用者数 : 年間約100万人
- ・指定管理者 : 公益財団法人鳥取県スポーツ協会
- ・施設ホームページ : <https://www.fuse-sportspark.com/>

5 募集概要

(1) 命名対象

4に掲げる対象施設の愛称

（対象施設全体の愛称が命名の対象であり、対象施設内の個別施設などへの命名はできません。）

(2) 契約希望金額（ネーミングライツの対価）

年額1,000万円以上（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

※ただし、最低応募金額は年額800万円とします。

※「年額」とは、各年度の4月1日から3月31日までを表します。なお、契約期間の初年度にあつては、契約期間開始日が4月の初日でない場合であっても、契約期間開始日から当該年度の3月31日までの期間の金額を表します。

※各年度で異なる金額の提案も可能です。（例）令和3年度年額800万円、令和4、5年度年額1000万円

(3) 契約希望期間（愛称の使用期間）

3年以上

※契約期間の単位は4月1日から翌年3月31日までを1年とします。

(4) その他留意事項

①愛称の命名条件

- ・施設の設置目的がイメージできること。例：「○○スポーツパーク」
- ・公共施設としてふさわしい愛称であること（実施要綱第5条第1項第2号別表第2に規定する広告等（※1）に該当しないこと。）
- ・契約期間中における愛称の変更はできません。ただし、愛称に法人名を冠する場合で、法人名が変更となった場合はこの限りではありません。
- ・愛称については、8による優先交渉権者の選定後、ネーミングライツ取得申込書に記載の愛称

案に基づき、県と優先交渉権者で協議の上決定します。

②愛称への変更可能箇所

- ・施設内の看板・施設名表示（デザインや設置場所等については、県と別途協議の上決定します。）
- ・施設パンフレット
- ・県及び指定管理者のホームページ
- ・道路案内表示（道路管理者と協議の上、必要に応じて変更します。）

③ネーミングライツパートナーの特典

- ・対象施設の1日間無料使用权（1年度間に対象施設内各個別施設1回に限る。）
- ※使用日程は他の催しとの調整が必要になります。
- ※使用の際に生じる電気代、光熱水費、機器使用料等は、施設の管理規程に基づきネーミングライツパートナーで実費負担していただきます。
- ※本特典の対価は、5（2）の契約希望金額に含まれるものとします。

④費用負担

愛称使用に伴う経費（新愛称に係るロゴ及びマークのデザインの作成、施設看板等の作成、設置、補修、撤去、撤去看板等の処分、撤去後の施設の原状回復に要する経費）は、当該処分及び撤去が県の責に帰すべき事由によるものである場合を除き、契約金額とは別にネーミングライツパートナーの負担とします。

⑤愛称使用開始時期

令和3年4月以降

※ネーミングライツパートナーとの協議により時期を決定します。

(5) 募集期間終了後から愛称使用開始までのスケジュール（予定）

令和3年1月	優先交渉権者の選定、契約内容等の協議
令和3年1月～	導入準備
令和3年4月以降	愛称使用開始

6 応募資格

実施要綱第5条第1項第1号別表第1に規定する業種及び事業者（※2）に該当しない法人

7 申込方法

別紙「ネーミングライツ取得申込書」（様式1）に必要事項を記入、必要書類を添付の上、3に記載の募集期間内に、以下の申込先に提出してください。

【添付書類】

- ・法人役員名簿（様式2）
- ・印鑑証明書
- ・鳥取県税の納税証明書（直近事業年度分）
- ・登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- ・会社概要のわかる資料

【申込先】

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町1-220 鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課

電話 0857-26-7612 ファクシミリ 0857-26-7616

E-mail shisankatsuyou@pref.tottori.lg.jp

8 選定方法

下表各区分に基づき算出して得られた得点の合計点（小数点以下切り捨て）が最も高い者を優先交渉権者として選定します。（優先交渉権者が辞退した場合には、順次、合計点の高い順に優先交渉権を付与します。）

なお、同点が2者以上いる場合は、県職員によるくじにより順位を決定します。

区分	算出方法
①契約金額	90点×（各年度応募金額の平均値）／1000万円 ※応募金額が800万円未満の場合は失格
②契約期間	10点×応募期間／3年 ※応募期間が3年未満の場合は失格

（算出例）

A社 1000万円×3年

$$\cdot 90 \text{点} \times 1000 \text{万円} / 1000 \text{万円} + 10 \text{点} \times 3 \text{年} / 3 \text{年} = 100 \text{点} \text{ (3位)}$$

B社 900万円×6年

$$\cdot 90 \text{点} \times 900 \text{万円} / 1000 \text{万円} + 10 \text{点} \times 6 \text{年} / 3 \text{年} = 101 \text{点} \text{ (2位)}$$

C社 R3,4:800万円、R5,6:1000万円（⇒応募金額の平均値:900万円）

$$\cdot 90 \text{点} \times 900 \text{万円} / 1000 \text{万円} + 10 \text{点} \times 4 \text{年} / 3 \text{年} = 94 \text{点} \text{ (4位)}$$

D社 1100万円×3年

$$\cdot 90 \text{点} \times 1100 \text{万円} / 1000 \text{万円} + 10 \text{点} \times 3 \text{年} / 3 \text{年} = \underline{109 \text{点} \text{ (1位)}}$$

⇒D社を優先交渉権者に選定

9 選定結果の通知

選定後、全ての応募者に文書で通知します。

10 県に提出された書類及び選定結果等の公開

県に提出された書類は、提出者に無断で本募集以外の用途には使用しません。

なお、同書類及び選定結果等については、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条令第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になります。

11 契約の締結及び更新等

（1）契約の締結

県と優先交渉権者でネーミングライツに必要な事項を協議の上、契約を締結します。

（2）契約の更新

ネーミングライツパートナーには契約更新に係る優先交渉権を付与し、契約期間終了前に同パートナーから更新の申出があったときは、契約更新の協議を行います。なお、契約更新においては、本要項で定める要件を基本とします。

（3）契約の解除等

県は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除できるものとします。

- ① ネーミングライツパートナーが県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- ② ネーミングライツパートナーが社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- ③ ネーミングライツ取得申込みに当たって、虚偽の内容があったとき。
- ④ ネーミングライツパートナーが鳥取県広告事業実施要綱第5条第1項第1号別表第1に定

める業種及び事業者に該当するに至ったとき。

⑤ 県の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(4) 契約金額の支払

各年度の4月20日までに、年額を県が発行する納入通知書により納入してください。ただし、契約期間開始初年度が当該年度の4月以降になる場合は、当該契約開始月の翌月の20日までに納入していただきます。

12 質問の受付

実施要綱及び本要項に定めのない事項についてお問い合わせがある場合は、13の問合せ先までお問い合わせください。

○質問期間 令和2年11月30日(月)から令和2年12月18日(金)午後5時まで

○回答方法 電子メール等で直接回答するとともに、鳥取県ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1228841.htm#itemid1228841>)

に掲載します(質問と回答内容のみ掲載します)。

13 問い合わせ先

鳥取県総務部行財政改革局資産活用推進課

電話 0857-26-7612

ファクシミリ 0857-26-7616

E-mail shisankatsuyou@pref.tottori.lg.jp

(※1) 実施要綱第5条第1項第2号別表第2に規定する広告等(例)

①法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの。

②公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの。

③人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。

④政治性のあるもの(選挙にかんするものを含む)。

⑤宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの。 等

(※2) 実施要綱第5条第1項第1号別表第1に規定する規制業種及び事業者

1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められる事業者

2 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められる事業者

(1) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること

(2) 暴力団員を雇用すること

(3) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること

(4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること

(5) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること

3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業

4 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業

5 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業

6 たばこに関するもの

7 とばく(宝くじを除く。)に関する業種

8 銃砲刀剣類その他の危険物に関する業種

9 投機的商品に関する業種

10 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者

11 私的な秘密事項の調査を業とする事業者

- 12 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- 13 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関する業種
- 14 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生
手続又は更生手続の手続き中の事業者
- 15 各種法令に違反、若しくは営業等について必要な届出又は許認可を受けていない事業者
- 16 行政機関から指導を受け、改善がなされていない事業者
- 17 県の指名停止措置を受けた事業者又は指名停止措置を受けている事業者
- 18 本県の税の滞納がある事業者
- 19 違法又は不適當な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けている事業者

(様式1)

ネーミングライツ取得申込書

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

法人名

所在地

代表者名

印

「鳥取県立布勢総合運動公園ネーミングライツパートナー募集要項」に基づき、下記のとおり応募します。

申込みにあたっては、鳥取県立布勢総合運動公園ネーミングライツパートナー募集要項及び鳥取県広告事業実施要綱の内容を順守すること、この申込書が事実と相違ないこと、法令等を遵守していること及び鳥取県広告事業実施要綱別表第1に掲げる規制業種又は事業者には該当しないことを誓約します。

記

法人名		
業種		
業務内容		
契約金額の提案額	令和3年度 年額 円(消費税及び地方消費税を除く。) 令和4年度 年額 円(消費税及び地方消費税を除く。) 令和5年度 年額 円(消費税及び地方消費税を除く。) 令和 年度 年額 円(消費税及び地方消費税を除く。) 令和 年度 年額 円(消費税及び地方消費税を除く。) ※100万円単位で記載してください。 ※各年度800万円以上の金額を記入してください。 ※年度の行が足りない場合は追加してください。	
契約期間の提案年数	年 ※1年単位で記載してください。 ※3年以上の期間を記入してください。	
愛称案	※複数御提示いただくことも可能です。	
連絡先	担当者	
	部署	
	役職	
	電話	
	ファクシミリ	
	E-mail	

- 【添付書類】
- ・ 法人役員名簿(様式2)
 - ・ 印鑑証明書
 - ・ 鳥取県税の納税証明書(直近事業年度分)
 - ・ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)
 - ・ 会社概要のわかる資料

(様式2)

法人役員名簿

役職名	ふりがな 氏名	生年月日	性別	自宅住所

上記記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

法人名
所在地
代表者名

印

※提出日現在の状況を記入してください。

※法人の登記簿謄本に記載されている役員（取締役・監査役）が対象となります。